# 安全データシート

【製品名】

高純度窒素ガス

## 安全データシート

作成日 1993年4月 1日

改訂日 2015年5月 1日 (第8版)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 窒素ガス

製品コード:

 化 学 名
 : 窒素 (Ni trogen)

 会 社 名
 : 名古屋酸素株式会社

住 所 : 名古屋市港区小碓1丁目12番地

担当部門: 製造部

連絡先: Tel; 052-381-5281 FAX; 052-381-2453

E-mail;

緊急連絡電話番号 : 052-381-5231

整理番号: GC:03

2. 危険有害性の要約

GHS分類

**物理化学的危険性** 高圧ガス 圧縮ガス

健康に対する有害性 環境に対する有害性

記載がないものは分類対象外または分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 警告

**危険有害性情報** : 加圧ガス;熱すると爆発のおそれ。 **注意書き [安全対策**] : 換気の良い場所で使用すること。

> [**応急措置**] : 吸入した場合;気分が悪い時は、医師に連絡すること。 [**保管**] : 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。

[**廃棄**] : 内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造者または販売者に問い合わ

せること。

GHS 分類に該当しない

他の危険有害性

: 高濃度の窒素ガスを吸入すると、酸欠により死亡することがある。

: 高圧ガス容器からガスが噴出し眼に入れば、眼の損傷、あるいは

失明のおそれがある。

3. 組成及び成分情報

**化学物質・混合物の区別** : 化学物質 **化学名又は一般名(化学式)** : 窒素 (N<sub>2</sub>)

成分及び含有量 :

官報公示整理番号

化学物質	CAS No	分子量	化審法	安衛法	成分濃度
 室素	7727-37-9	28.01	適用外	 適用外	99.999%以上

### 4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気の場所に移し、安静、保温に努め、医師に連絡する。

: 呼吸が弱っているときは、加湿した酸素ガスを吸入させる。

: 呼吸が停止している場合には人工呼吸を行う。

皮膚に付着した場合

: 大気圧の窒素ガスにさらされても、特に治療の必要はない。

眼に入った場合

応急措置をする者の保護

: 噴出するガスを受けた場合は、冷却しすぐに医師の診断を受ける。

: 窒素ガスが漏えいまたは噴出している場所は、空気中の酸素濃度 が低下している可能性があるので、換気を十分に行い、必要に応

じて陽圧自給式呼吸器を着用する。

#### 5. 火災時の措置

: 周辺火災に合わせた消火剤を使用すること。 消火剤

使ってはならない消火剤

: なし

火災時の措置に関する

特有の危険有害性

: 容器が火炎にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動し、窒 素ガスが噴出する。内圧の上昇が激しいときは、容器の破裂に至 ることもある。容器弁が壊れたときなどは、容器がロケットのよ うに飛んで危害を与えることがある。容器を安全な場所に搬出す

ること。搬出できない場合には、できるだけ風上側から水を噴霧

して容器を冷却すること。

特有の消火方法 : 火災を発見したら、まず部外者を安全な場所へ避難させること。

消火を行う者の保護 : 耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火炎からできるだけ離れ

た風上側から消火にあたること。

### 6. 漏出時の措置

護具及び緊急時措置

**人体に対する注意事項、保**: 酸欠の危険を防ぐため、窓や扉を開けて換気を良くすること。換

気設備があれば、速やかに起動し換気する。

: 大量の漏えいが続く状況であれば、漏えい区域をロープ等で囲み

部外者が立ち入らないよう周囲を監視すること。

: 漏えい区域に入る者は、陽圧自給式呼吸器を着用すること。

: 空気中の酸素濃度を測定管理すること。

環境に対する注意事項

: 環境への影響はない。

封じ込め及び

浄化の方法び機材

: 換気を良くし、速やかに大気中に拡散、希釈させる。

二次災害の防止策

: 窒素ガスは窒息性のガスであるため、漏えいしたガスが滞留しな

いように注意すること。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 (局所排気、全体換気等)

取扱者のばく露防止 : 継手部、ホース、配管および機器に漏れがないか調べること。漏

えい検査には、石けん水等の発泡液による方法が簡便、安全で確

: 作業の中断あるいは終了後、作業場所を離れるときは、容器弁を 閉じる。その後圧力調整器内のガスを出し、圧力調整ハンドルを

ゆるめておくこと。

火災・爆発の防止 : 容器を電気回路の一部に使用しないこと。特に、アーク溶接時の

アークストライクを発生させたりして損傷を与えないこと。

: 容器弁等が氷結したときは、40 ℃以下の温水で温め、バーナー等

で直接加熱しないこと。

#### その他の注意事項

- : 容器の使用前に、容器の刻印、塗装(容器の表面積の 1/2 以上ね ずみ色)、表示等によりガス名を確かめ、内容物が目的のものと異 なるときには使用せずに、販売元に返却すること。
- : 容器には、転落、転倒等を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱い をしないこと。倒れたとき、容器弁の損傷等により、高圧のガス が噴出すると、容器がロケットのように飛んで危害を与えること がある。
- : 容器から直接使用しないで、必ず圧力調整器を使用すること。
- : 圧力調整器の取り付けにあたっては、容器弁のネジ方向を確かめ てネジに合ったものを使用すること。
- : 圧力調整器を正しい要領にて取り付けた後、容器弁を開ける前に、 圧力調整器の圧力調整ハンドルを反時計方向に回してゆるめ、そ の後、ゆっくりと容器弁を開く。この作業中は、圧力調整器の側 面に立ち、正面や背面に立たないこと。
- : 容器弁の開閉に使用するハンドルは所定の物を使用し、容器弁は ゆっくり開閉すること。
- : 容器弁の開閉に際し、ハンマー等でたたいてはならない。手で開 閉ができないときは、その旨を明示して、販売者に返却すること。
- : 窒素ガスを多量に使用する場合には、使用量によって集合装置等 の供給設備が特別に設計、製作されることがある。使用者は、こ れらの設備・機器の正しい操作方法や使用方法について、製造者 または販売者から指導を受け、取り扱い説明書および指示事項に 従うこと。
- : 脱着式の保護キャップは、使用前に取り外すこと。容器を使用し ないときは、確実に取り付けること。
- : 容器には、充てん許可を受けた者以外はガスの充てんを行なって はならない。
- : 容器の修理、再塗装、容器弁および安全装置の取り外しや交換等 は、容器検査所以外では行わないこと。
- : 容器の刻印、表示等を改変したり、消したり、はがしたりしない こと。
- : 使用後の容器は圧力を 0.1 MPa 以上残し、確実に容器弁を閉めた 後、保護キャップを付けて、速やかに残ガス容器置場に移動させ ること。
- : 容器の授受に際しては、あらかじめ容器を管理する者を定めるこ
- : 契約に示す期間を経過した容器および使用済みの容器は速やかに 販売者に返却すること。
- : 高圧ガス保安法の定めるところにより取り扱うこと。

#### 局所排気、全体換気

- : 窒素ガスを使用するにあたっては、空気中の酸素濃度が低くなる 危険性があるので、密閉された場所や換気の悪い場所で取り扱わ ないこと。
- : 窒素ガスを使用する設備の安全弁の放出口は、排出された窒素ガ スが滞留しないように、安全な場所に設置すること。
- : 窒素ガスを使用するタンク類の内部での作業は、窒素ガスの流入 を防ぐとともに十分な換気を行い、労働安全衛生法に従って行う こと。

#### 安全取扱注意事項

- : 容器弁の口金内部に付着した塵埃類を除去する目的でガスを放出 する場合には、口金を人のいない方向に向けて、ガス出口弁を短 時間微開して行うこと。
- : 高圧のガスが直接人体に吹きつけられると、損傷を起こすことが あるので、高圧で噴出するガスに触れないこと。
- : 容器をローラーや型代わり等の容器本来の目的以外に使用しない

こと。

: 窒素ガスを、圧縮空気や空気の代わりに使用しないこと。

接触回避 : 容器に窒素ガス以外のガスが入った可能性があるときは、容器記

号番号等の詳細を販売者に連絡すること。

衛生対策 : 取扱い後は、よく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件

適切な技術的対策 : 充てん容器および残ガス容器に区分して保管すること。

**適切な保管条件や避**: 腐食性の雰囲気や、連続した振動にさらされないようにすること。

**けるべき保管条件**: 直射日光を受けないようにし、温度 40 ℃以下に保つこと。

: 水はけの良い、換気の良好な乾燥した場所に置くこと。

注意事項: 火炎やスパークから遠ざけ、火の粉等がかからないようにするこ

上

: 電気配線やアース線の近くに保管しないこと。

安全な容器包装材料 : 高圧ガス容器として製作された容器であること。

8. ばく露防止及び保護措置

**設備対策** : 屋内で使用または保管する場合は、換気を良くする措置を施すこと。

: 空気中の酸素濃度が 18 vol%未満にならないようにすること。

許容濃度 : 日本産業衛生学会(2013年版) : 規定されていない

ACGIH(2014 年版) TLV-TWA : 単純窒息性ガス

TLV-STEL : 単純窒息性ガス

保護具

呼吸用保護具 : 必要により空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク

**手の保護具** : 革手袋

眼の保護具 : 保護面、保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具 : 特別な保護具はいらない

9. 物理的及び化学的性質

外 観 : 無色気体 臭 い : 無臭 臭いのしきい(閾)値 : 情報なし p H : 該当しない 融点・凝固点 : -209.9 ℃ 沸点、初留点 : -195.8 ℃

及び沸騰範囲

引 火 点: なし蒸 発 速 度: 情報なし燃焼性(固体・気体): 不燃性燃焼又は爆発範囲: なし

の上限・下限

蒸 気 圧 : -

**蒸 気 密 度** : 1.25 kg/m³ (0 ℃, 101.3 kPa) 比重 (相対密度) : 0.97 (0 ℃, 101.3 kPa) (空気=1)

**溶 解 度** : 1.52 ml/100 ml 水(20 ℃の水における Bunsen 吸収係数を 100 ml

水に換算)

n-オクタノール/水 : 情報なし

分配係数

自 然 発 火 温 度 : なし

分解温度 : なし 粘度 (粘性率) : 情報なし

その他のデータ

: −146.95 °C 臨界温度 臨界圧力 : 3.39 MPa

10. 安定性及び反応性

反応性 : 高温では反応する。

化学的安定性 : 比較的安定な物質である。

危険有害反応可能性 : なし : なし 避けるべき条件 混触危険物質 : なし 危険有害な分解生成物 : なし

11. 有害性情報

: 空気と置換することにより単純窒息性ガスとして作用する。

: 酸素濃度 症状

酸素濃度安全限界。初期の酸欠症状。 18 vo1%

 $16 \sim 12 \text{ vo} 1\%$ 脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がいる。

細かい作業が困難、頭痛等の症状が起こる。

 $10\sim6 \text{ vo}1\%$ 意識不明、中枢神経障害、けいれんを起こす。

昏睡状態となり、呼吸が停止し、6~8分後心臓が停止する。

6 vol%以下 極限的な低酸素濃度。一回の呼吸で一瞬のうちに失神、

昏睡、呼吸停止、けいれんを起こし約6分で死亡する。

12. 環境影響情報

: 情報なし

13. 廃棄上の注意

: 使用済み容器はそのまま容器所有者に返却すること。

: 容器に残ったガスは、みだりに放出せず、圧力を残したまま容器弁を閉じ、製

造者または販売者に返却すること。

: 窒素ガスを廃棄する場合には、少量ずつ換気に注意して大気放出を行う。

: 容器の廃棄は、容器所有者が行い、使用者が勝手に行わないこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

: 1066 国連番号

品名(国連輸送名) : 窒素(圧縮されているもの)

国連分類 : クラス 2.2 (非引火性・非毒性ガス)

容器等級 : 非該当 海洋汚染物質 : 非該当 : 非該当 MARPOL 条約によるばら積み

輸送される液体物質

国内規制

髙圧ガス保安法 : 法第2条(圧縮ガス)

海上輸送

港則法 : 施行規則第12条 危険物(高圧ガス)

船舶安全法 : 危規則第3条危険物告示 別表1(高圧ガス) 航空輸送

**航空法** : 施行規則第 194 条

陸上輸送

**道路法** : 施行令第 19 条の 13 (車両の通行の制限)

輸送又は輸送手段に関する特別 : 高圧ガス保安法における規定に基づき安全な輸送を行う。

の安全対策

: 移動時の容器温度は40℃以下に保つ。特に夏場はシートを

かけ温度上昇の防止に努めること。

: 容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う。

: 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措

置を施すこと。

: 車両等により運搬する場合は、イエローカード、消火設備お

よび応急措置に必要な資材、工具を携行する。

緊急時応急措置指針番号 : 121

#### 15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない

労働安全衛生法 : 労働安全衛生規則第24条の14,15 危険有害化学物質に関

する危険性又は有害性等の表示等

毒物及び劇物取締法 : 該当しない

高圧ガス保安法 : 法第2条 (圧縮ガス)

**港則法** : 施行規則第 12 条 危険物(高圧ガス)

船舶安全法 : 危規則第3条危険物告示 別表1(高圧ガス)

**航空法** : 施行規則第 194 条

**道路法** : 施行令第 19 条の 13 (車両の通行の制限)

#### 16. その他の情報

**適用範囲**: この安全データシートは、工業用窒素ガスに限り適用するものである。

医療用の窒素ガスは別の資料によること。

液化した窒素については、「液化窒素」の安全データシートを参照すること。

#### 引用文献

- 1) 日本酸素㈱、マチソンガスプロダクツ共編:「ガス安全取扱データブック」、 丸善出版㈱ (1989 年)
- 2) 日本産業ガス協会編:「酸素・窒素・アルゴンの取扱い方」、日本産業ガス協会 (2000年)
- 3) 及川紀久雄: 「先端技術産業における危険・有害物質プロフィル 100」、丸善 出版㈱ (1987年)
- 4) 日本化学会編:「化学便覧」(第3~5版)、丸善出版㈱
- 5) L'AIR LIQUIDE:「GAS ENCYCLOPEDIA」、ELSEVIER SCIENCE PUBLISHERS(1976年)
- 6) ACGIH: 「2014 TLVs and BEIs」 (2014年)
- 7) 新日本法規出版㈱:「実務労働安全衛生便覧」
- 8) 中央労働災害防止協会編:「酸素欠乏危険作業主任者テキスト」、中央労働 災害防止協会 (2013 年)
- 9) 日化協「化学物質法規制検索システム: CD ROM 版」(2007年)
- 10) 大島輝夫監修「化学品安全管理データブック: CD ROM 版」化学工業日報社(2004年)
- 11) 国立環境研究所 化学物質データベース WebKis-Plus より
- 12) 化学工学会編:「化学工学便覧」改訂7版、丸善出版㈱

- 注) ・本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
  - ・ 注意事項等は通常的な取り扱いを対象としたもので、特殊な取り扱いの場合はその点を配慮下さい。
  - ・ 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分 に確認の上、利用下さい。

以上